

確認日： 令和 年 月 日

【フラット35】中古プラスに関する確認書

(金融機関名)

御中

申込人(自署)(氏名)

連帯債務者または連帯保証人(自署)(氏名)

物件所在地(地名地番)

私(連帯債務者および連帯保証人を含みます。)は、【フラット35】の借入申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。
なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

**⚠ 本確認書は、以下の(1)から(3)までのいずれかの書類と併せて、取扱金融機関に提出する必要があります。
(併せて提出する書類にチェックを入れてください。)**

<必要書類>

- (1) 適合証明省略に関する申出書 (「中古マンションらくらくフラット35(※1)」に該当する場合)
 (2) 【フラット35】中古住宅に関する確認書(※2) (当該確認書の表1の分類1から3までのいずれかに該当する場合のみ)
 (3) 【フラット35】リノベ対象住宅に関する確認書 (「工事内容確認住宅(※3)」に該当する場合)

(ご注意事項)

- 上記必要書類が提出できない場合は、【フラット35】中古プラスの利用にあたって適合証明書が必要です。
- 以下の【フラット35】中古プラスの基準適合確認表の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、【フラット35】中古プラスは利用できません。ただし、不適合となった検査箇所を補修し、適合することを確認した場合は利用できます。

- ※1 対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。
- ※2 「【フラット35】中古住宅に関する確認書」は、フラット35サイト(www.flat35.com)からダウンロードできます。
- ※3 「工事内容確認住宅」とは、住宅金融支援機構の協定を締結したりフォーム事業者団体等が、当該団体の会員企業が行うリフォーム工事の内容および実施を確認した住宅です。機構と協定を締結したりフォーム事業者団体等は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。

【フラット35】中古プラスの基準適合確認表

番号1から5までのいずれかにおいて不適合がある場合は、【フラット35】中古プラスは利用できません。
ただし、不適合となった検査箇所を補修し、適合することを確認した場合は利用できます。

現地確認日※ 令和 年 月 日 ※現地確認日から1年以内に借入申込みを行ってください。
なお、借入申込日以後に現地確認へ行くことも可能です。

番号	検査箇所	内容確認欄 (いずれかに チェック)		技術基準等 ※目視できる範囲で確認してください。 詳細は記載方法をご参照ください。	確認方法	金融機関 記入欄
		適合	不適合			
1	バルコニー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・手すり(転落防止のためのものに限る。以下同じ。)の著しいぐらつきがない。 ・手すり(支持部分を含む。)の著しい腐食がない。 ※手すりがない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	申込人、売主または 仲介事業者が現地で確認	
2	雨樋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・破損がない。		
3	屋外に面する 開口部 (窓、ドア)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・建具の周囲に隙間がない。 ・建具の著しい開閉不良がない。 ・手すりの著しいぐらつきがない。 ・手すり(支持部分を含む。)の著しい腐食がない。		
4	給水・給湯設備 (専用部分のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・台所、洗面所、洗濯機、浴室およびトイレ(手洗い及びロータンク の給水部分)の水栓に、漏水又は漏水の痕跡がない。 ・すべての水栓を完全に閉じた状態で、水道メータが動いていない。		
5	排水設備 (専用部分のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・台所流し台および洗面所の排水管に漏水又は漏水の痕跡がない。 ・洗濯機防水パンの周辺に漏水又は漏水の痕跡がない。(※) ・浴室の排水管に漏水又は漏水の痕跡がない。(※) ※確認できる場合のみ		

【フラット35】中古プラスに関する確認書の記載方法

「【フラット35】中古プラスに関する確認書」（以下「確認書」といいます。）は、本書を参考に記載してください。以下の確認内容について、基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。

確認書の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、【フラット35】中古プラスは利用できません。ただし、不適合となった検査箇所を補修し、適合することを確認した場合は利用できます。

ご注意事項

1 確認書は、以下の(1)から(3)までのいずれかの書類と併せて、取扱金融機関に提出することが必要です（確認書の **⚠** 欄の必要書類のいずれかにチェックを入れてください。）。

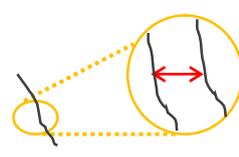
- (1) 適合証明省略に関する申出書（「中古マンションらくらくフラット35^{※1}」に該当する場合）
- (2) 【フラット35】中古住宅に関する確認書^{※2}（当該確認書の表1の分類1から3までのいずれかに該当する場合のみ）
- (3) 【フラット35】リノベ対象住宅に関する確認書（「工事内容確認住宅^{※3}」に該当する場合）

2 1に該当しない場合、【フラット35】中古プラスの利用にあたって適合証明書が必要です。

※1 対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト（www.flat35.com）をご確認ください。

※2 「【フラット35】中古住宅に関する確認書」は、フラット35サイト（www.flat35.com）からダウンロードできます。

※3 「工事内容確認住宅」とは、住宅金融支援機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等が、当該団体の会員企業が行うリフォーム工事の内容および実施を確認した住宅です。機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご確認ください。

番号	技術基準等の確認方法 ※目視できる範囲で確認してください。
1	<p>【検査箇所】バルコニー ※バルコニーに転落防止用の手すりがない場合や手すり壁の場合は、確認不要です。 内容確認欄の「適合」チェックを入れてください。</p> <p>【確認内容】①手すりの著しいぐらつきがない。 ②手すり（支持部分を含む）の著しい腐食がない。</p> <p>【確認方法】①手すりに力を加え、安定して身体を支えられる状態であることを確認してください。 ②手すりが以下の状態でないことを目視で確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・木材の場合：木材の腐朽により断面が著しく欠損している（*）。 ・金属の場合：金属の腐食により断面が著しく欠損している（*）。 ③手すりの支持部分が以下の状態でないことを目視で確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・木材の場合：木材の腐朽により断面が著しく欠損している（*）。 ・金属の場合：金属の腐食により断面が著しく欠損している（*）。 ・コンクリートの場合：著しいひび割れ（ひび割れの幅が0.5mm以上又は手すり支持部分全体に多数のひび割れ）がある。 <p style="text-align: center;">*「断面が著しく欠損している」とは、「著しく細くなっている」、「空洞がある」又は「欠けている」状態をいいます。</p> <p>（確認箇所）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>手すり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>手すり支持部分</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">参考：ひび割れの幅</p>  </div> </div> </p>

番号	技術基準等の確認方法 ※目視できる範囲で確認してください。
2	<p>【検査箇所】 雨樋</p> <p>【確認内容】 破損がない。</p> <p>【確認方法】 雨樋が<u>以下の状態でないこと</u>を目視できる範囲（※）で確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割れている。 ・腐食している。 ・雨樋を受ける金物が外れている。 <p>※マンションについては、対象住戸のバルコニーに雨樋がある場合のみ確認してください。雨樋がない場合は確認不要です。内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。</p> <p>(不適合の例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">(基準不適合) 雨樋を受ける金物が外れている</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">(基準不適合) 雨樋が割れている</div> </div>
3	<p>【検査箇所】 屋外に面する開口部（窓・ドア）</p> <p>【確認内容】 ①建具の周囲に隙間がない。 ②建具の著しい開閉不良がない。 ③手すりの著しいぐらつきがない。（※） ④手すり（支持部分を含む）の著しい腐食がない。（※）</p> <p>※転落防止用の手すりが<u>ない場合は、確認不要です。</u></p> <p>【確認方法】 ①建具枠と外壁との間が<u>以下の状態でないこと</u>を目視できる範囲（※）で確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具枠と外壁との間から外部が直接見える。 ・建具周囲のシーリング材（建具枠と外壁が接する部分に充填されている柔らかいゴムのような材料）が切れている箇所がある（穴があいている） <p>※<u>屋内から建具周囲のシーリング材を確認する場合は、安全に留意してください。</u></p> <p>(確認箇所)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffe0e0;">建具枠と外壁の間</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffe0e0;">建具周囲のシーリング材</div>  </div> <p>②通常の力で建具を開閉し、<u>以下の状態でないこと</u>を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具を開閉できない。 ・開閉に非常に大きな力を必要とする。 <p>③手すりに力を加え、安定して身体を支えられる状態であることを確認してください。</p> <p>④手すりが<u>以下の状態でないこと</u>を目視で確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の場合：木材の腐朽により断面が著しく欠損している（*）。

番号	<p style="text-align: center;">技術基準等の確認方法 ※目視できる範囲で確認してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・金属の場合：金属の腐食により断面が著しく欠損している（*）。 <p>⑤手すりの支持部分が<u>以下の状態でないこと</u>を目視で確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の場合：木材の腐朽により断面が著しく欠損している（*）。 ・金属の場合：金属の腐食により断面が著しく欠損している（*）。 ・コンクリートの場合：著しいひび割れ（ひび割れの幅が0.5 mm以上又は手すり支持部分全体に多数のひび割れ）がある。 <p style="text-align: center;">*「断面が著しく欠損している」とは、「著しく細くなっている」、「空洞がある」又は「欠けている」状態をいいます。</p>
4	<p>【検査箇所】 給水・給湯設備（専用部分のみ）</p> <p>【確認内容】 ①台所、洗面所、洗濯機、浴室およびトイレ（手洗い及びロータンの給水部分）の給水管、給湯管等に、漏水又は漏水の跡がない。</p> <p>②すべての水栓を完全に閉じた状態で、水道メータが動いていない。</p> <p>【確認方法】 ①台所、洗面所、洗濯機、浴室およびトイレ（手洗い及びロータンの給水部分）の給水管及び給湯管、それらと水栓器具の接続部分に漏水又は漏水の跡がないことを目視できる範囲で確認してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>※水栓器具、給湯設備など機器本体については、確認対象外です。</u></p> <p style="text-align: center;">例えば、水栓を閉じても蛇口やハンドルから水が出ている（完全に止まらない）場合は、水栓器具の不具合のため、漏水とは判断しません。</p> <p>②すべての水栓を完全に閉じた状態で、水道メータが動いていないことを確認してください。</p> <p>（確認箇所）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>給水管・接続部分</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>接続部分</p> <p>ハンドル (確認対象外)</p> <p>蛇口 (確認対象外)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>ロータンの給水部分・給水管</p> <p>ロータン (確認対象外)</p> </div>

番号

技術基準等の確認方法
※目視できる範囲で確認してください。

5

【検査箇所】排水設備（専用部分のみ）

【確認内容】①台所流し台及び洗面所の排水管に漏水又は漏水の跡がない。

②洗濯機防水パンの周辺に漏水又は漏水の跡がない。

③浴室の排水管に漏水又は漏水の跡がない。

【確認方法】①台所流し台及び洗面台下の排水管を確認し、漏水又は漏水の跡がないことを目視できる範囲で確認してください。

②洗濯機防水パンの周辺を目視できる範囲で確認してください。

③浴室周辺に床下点検口（※）がある場合は、点検口から目視できる範囲で、床下地面が濡れていないことを確認してください。

※床下点検口がない場合は、確認不要です。

（確認箇所）

